

委託訓練契約書（案）

山梨県立就業支援センター所長（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練を委託するに当たり、△△（委託先機関名）（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、別表に定める職業訓練、訓練生の就職支援の実施及び修了し就職した者の定着支援の実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定める業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（業務遂行に関する承認）

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

（訓練実施経費）

第4条 甲は、乙に対して受託業務に必要な経費として、別表10（1）に定める委託費を支払うものとする。

2 全て暦月毎に計算することによって得た額とすることとし、訓練生が中途退所した場合、又は委託契約を解除した場合は、委託費の額は1箇月毎に算定し、当該支払対象月について、1人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。

3 暦月毎において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とする。

ただし、訓練開始日から訓練開始年度終了日又は訓練終了年度開始日から訓練終了日までのそれぞれの全訓練期間（訓練生が中途退所した場合は退校までの期間）の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対する期間毎の委託費については、この限りではない。

4 例外として、訓練期間中に、夏季冬季等の休暇により訓練すべき日数がない月がある場合、当該月は上記3を満たすものとして取り扱うこととする。

5 乙は、別表10（1）に記載された期間毎に委託費請求書を甲に提出するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、乙は3箇月を単位として終了した受託業務について、甲に委託費を請求することができるものとする。

なお、3箇月を単位として委託費を請求する場合においては、当該3箇月における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対して、当該3箇月全期間について支払対象月とし、訓練開始日から訓練開始年度終了日又は訓練終了年度開始日から訓練終了日までのそれぞれの全訓練期間による算定は行わないこととする。

(定着支援費)

第5条 乙は、訓練終了後3箇月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）について、就職後の定着支援として別表4の業務を行い、就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、別表10（2）に記載された定着支援費を書面により甲に対して請求することができる。

(委託費の支払)

第6条 甲は、乙から提出された委託費請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対し委託費を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第2項に定める契約保証金は、同規則第109条の2第7号の規定により免除する。

(受託業務の処理方法)

第8条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ訓練生の就職促進に努めることとする。

2 乙は、訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、訓練生に対して別表3の就職支援を行うものとする。

(調査等)

第9条 乙は、甲に対して別表5、11及び12に定めるところにより受託訓練の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た訓練生の個人情報を、みだりに他

人に知らせてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(災害等)

第11条 乙は、訓練生が訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

(関係書類の保持)

第12条 乙は委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(解除等)

第13条 甲は、偽りその他不正の行為により定着支援費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかになったときは、乙に対し、定着支援費の全部又は一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

2 第1項の際には、不正受給に係る処分を通知した日から起算して5年以内の期間を定め、受託機会を与えないものとする。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき。

(3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は

暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 前2項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第15条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第16条 甲は、第13条及び第14条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条及び第14条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(違約金)

第17条 第13条及び第14条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった

場合には、変更後の契約金額)の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第18条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

2 甲が第6条の支払期限までに委託費を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

3 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(信義則)

第19条 甲及び乙は、この業務の目的が達せられるよう信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第20条 この契約書に定めのない事項については、山梨県財務規則及び委託訓練実施要領の定めるところによるものとする。

2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して決めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市塩部4-5-28

山梨県立就業支援センター

所長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○ 印

1 訓練科・コース名 ○○○○○○○○○

2 訓練内容

厚生労働省が定める○○○養成課程の基準を充たす訓練カリキュラムにより、○○○として必要な知識・技能の習得を目指す。また、○○○の国家資格を取得し、○○○分野での安定的な就業に結び付ける。

3 就職支援実施事項

キャリア・コンサルティング、就職支援担当者の配置、職業相談の実施、求人企業等の開拓、求人情報の提供、職業紹介事業の実施 等

4 定着支援実施事項

訓練終了後3箇月以内（訓練終了日の翌日から起算して3箇月経過する日まで）に就職した者の就職後6箇月間（就職日から180日間）の就業状況の把握、職業能力に関する補講 等

5 職業訓練の実施に伴う業務

(1) 訓練に係る事務

ア 毎日行うこと

- ・ 訓練生の出欠席管理及び指導
- ・ 欠席、欠課、遅刻、早退の届出提出指導及び管理
- ・ 出席簿への記入
- ・ 講師による指導日誌の作成

イ 毎月行うこと

- ・ 当月の出席簿及び指導日誌を翌月初めに就業支援センターに提出

ウ 6月毎に行うこと

- ・ 訓練生の能力習得状況の把握及び就業支援センターへの報告

エ 終了時に行うこと

- ・ 修了者の就職状況の把握及び報告
- ・ 委託訓練完了報告書の提出

オ 随時行うこと

- ・ 訓練生の健康管理
- ・ 災害発生時の安全確保に備え、避難場所と避難経路の確保及び訓練生への周知、避難誘導員の配置等適切な危機管理対策
- ・ 事故、災害等発生時の訓練生の安全確保のための対応と就業支援センタ

一への連絡

- ・ 記入済み欠席、欠課、遅刻、早退届を就業支援センターに提出
- ・ 訓練生へのアンケート実施と就業支援センターへの提出

(2) 雇用保険事務

- ・ 通所届とその関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 受講証明書とその関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 関係書類の取りまとめと就業支援センターへの提出 (期日厳守)

(3) 職業訓練手当事務

- ・ 職業訓練受給資格認定申請書とその関係書類の作成及び提出指導
- ・ 職業訓練手当支給請求書の作成指導
- ・ 請求書の取りまとめと就業支援センターへの提出 (期日厳守)

(4) 職業訓練受講給付金事務

- ・ 関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 訓練生の職業訓練受講給付金支給申請にかかる受講証明を行うこと。

(5) その他甲が必要と認める事項

6 訓練期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

7 訓練人員 人

8 訓練実施場所 ○○○○○○○○

9 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

10 委託費 円 (うち消費税 円)

【積算内訳】

(1) 訓練実施経費

1年次 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

受講生1人当たり 円×12月×人=○,○○○円

○,○○○円×0.1= 円 (消費税)

2年次 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

受講生1人当たり 円×12月×人=○,○○○円

○,○○○円×0.1= 円 (消費税)

※ 委託費の算出方法の詳細は、委託訓練契約書第4条のとおり。

(2) 定着支援費

円×人=○,○○○円

○,○○○円×0.1= 円 (消費税)

11 訓練修了者の就職状況の把握及び報告

(就職状況の把握は訓練終了日の翌日から起算して3箇月以内(3箇月経過する日まで)とする。)

(経過日) 令和 年 月 日

(報告期日) 令和 年 月 日

12 就職者の定着状況の把握及び報告

(定着支援は就職した日から起算して180日間とし、定着状況の報告は訓練終了日の翌日から起算して290日以内とする。)

(報告期日) 令和 年 月 日